



## 大分県における子どもアドボカシー活動の取り組み —児童福祉審議会を活用した子ども意見表明支援の仕組みについて—

大分大学 福祉健康科学部 研究支援者 吉田 由美子  
教授 相澤 仁

### 1. はじめに

大分県では2020（令和2）年度より大分大学と連携し「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」（国の児童虐待・DV対策等総合支援事業の一環、以下、モデル事業と表記）に取り組んでいます。モデル事業では、2020年度及び2021（令和3）年度に「子どもアドボケイト養成研修」（全15講座）を実施しました。「子ども意見表明等支援員（以下、子どもアドボケイトと表記）」の主な役割は、子どもの声に耳を傾け、大人に届くようにし、子どもの権利が保障されるよう社会に働きかける意見形成・表明支援です。研修後は、実際に「子どもアドボケイト」として県内の児童養護施設等、一時保護所、里親家庭等における子どもアドボカシー活動に携わっています。本県における子どもアドボカシー活動の大きな特徴は、児童福祉審議会（以下、児福審と表記）を活用した子どもの意見表明等及び個別の権利救済システムを活用していることです。

本稿では、児福審を活用しながら実際にどのように子どもの意見表明支援を行っているのか、実践例を提示し、大分県における子どもアドボカシー活動の取り組みについて、ご紹介します。

### 2. 児福審における子ども権利擁護調査員の役割

児福審とは、児童福祉法の規定に基づき児童福祉に関する事項を調査審議するため都道府県に設置された審議会です（法第8条第1項）。

大分県においては、2020年度以降、モデル事業に取り組む間、既存の大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会（以下、児童相談部会と表記）を活用しています。本県では、モデル事業の実施状況

も踏まえ、2024（令和6）年度からの本格運用に合わせて児童相談部会の下に「子どもの権利擁護部会」の設置を検討しています。

本県の児福審の事務局は、児童相談部会の事務局である大分県福祉保健部こども・家庭支援課が担当しています。事務局には、担当者2名のほか子ども権利擁護調査員（以下、調査員と表記）1名が配置されています。事務局は、児童相談部会の開催日程の調整や審議に必要な資料の準備など運営に関することを行うほか、調査員が子ども意見表明の受付等の業務を行います。調査員は、児福審が独立した第三者機関として公正中立な調査審議を行い、また、適時・迅速に子どもからの意見表明に対応するために必要な業務を行います。例えば、子どもの意見表明を受け付けた調査員は、速やかに児福審による審議日程を調整します。審議の開催については、子どもの意見表明に対しできる限り迅速に対応することが重要であるため、児福審が2カ月ごとに開催している定例会によらず臨時の開催日時を調整することもあります。このように可能な限り適時、臨機応変に開催することが求められていることから、臨時で審議会を開催する場合は、最低でも児福審委員3人が出席すれば審議を行うことができると定めています。

このほかにも、主な業務として（1）子どもアドボケイトへの連絡（2）子どもアドボケイト・関係機関への照会・調査（3）児福審の開催、調査結果の報告（4）子どもへ審議結果の報告、児童相談所へ意見具申の伝達（5）児童相談所の対応結果の確認、当該対応結果を子どもに報告（6）児福審へ対応結果を報告、があります。



なお、調査員は、子どもからの意見表明や関係機関からの申し立て・申し出について公正中立に調査を実施する必要があるため、子どもアドボケイトの業務を併任しないことになっています。

### 3. 大分県における子どもアドボカシー活動の実際

本県では、現在、「一時保護所」、「児童養護施設」（県内9施設）、「里親・ファミリーホーム」（一部の地域）において定期訪問活動を行っています。また、2022（令和4）年度は、新たに「児童自立支援施設」・「児童心理治療施設」において、子どもや施設職員を対象とした子どもアドボケイトの活動内容に関する説明会を実施した後、定期訪問活動を始めています。

定期訪問活動に限らず、子どもから「子どもアドボケイトを呼んでほしい」と要請があった場合は、子どものニーズにあわせ、随時対応しています。その場合、施設の職員等は、速やかに調査員に連絡し、連絡を受けた調査員は、子どもアドボケイトに対応を依頼する流れになっています。当然、子どもが直接、調査員に連絡することもできます。

現在、本県では訪問の際、子どもアドボケイトが2人1組ペアで活動することを基本とし、委託先である大分大学の教員がスーパーバイザー（SV）として同行しています。また、「一時保護所」及び「児童福祉施設」に訪問する際は、子どもの意見表明があった場合に迅速に

対応するため、調査員が必ず同行しています。

以下、本県での調査員の対応例として、子どもアドボケイトが訪問している当日に、児童養護施設で子どもからの意見表明があった場合について紹介します。

#### 【対応例:施設における子どもの意見表明への対応】

- 1) 訪問当日、子どもアドボケイトと面談をした子どもからある施設職員に意見表明したいと希望がある。
- 2) 調査員が子どもに意見表明の内容を確認。
- 3) 調整できれば当日中に子どもが希望した施設職員に対して意見表明を行う。ただし、子どもの希望によって、子どもアドボケイトが同席する、代弁する場合があります（※意見表明の内容により対応は異なる）。
- 4) 子どもが児福審での意見表明を希望した場合、調査員は、速やかに児福審による審議会の開催日時を調整する（「児福審での意見表明の進め方」については大分県・大分大学権利擁護教育研究センター『子ども意見表明支援員の活動の手引き（案）2022,p94』に詳しく書いています）。

本県では、児福審を活用したモデル事業の取り組みの1つとして、子どもから意見表明を受け付けた場合には、調査員を中心に子どもが希望する意見表明先の相手側と調整を行っています。例えば、子どもアドボケイトとの面談の結果、子どもが施設職員等への意見表明を希望する場合、子どもアドボケイトから報告を受けた調査員は速やかに当該職員等の都合を確認し、面談当





日に意見表明ができるよう調整を行います。そして施設職員等への意見表明が可能な場合は、子どもは意見表明を行います（その際、子どもの希望によって子どもアドボケイトが同席または代弁する場合があります）。しかし、当日、施設職員等との都合が合わない場合があります。また、本県では「里親・ファミリーホーム」の訪問には調査員が同行していないため、子どもが意見表明を希望したその日に対応できない場合があります。それらの場合は、意見表明の希望があった当日から早い段階で対応できるようにできるだけ速やかに、調査員は調整を行います。

調査員が訪問に同行していない方法で事業を実施している他県のなかには、施設訪問時に、子どもが意見表明を希望した場合、いつ、だれに、どこで、どのように伝えるかについて子どもと一緒に確認し、子どもアドボケイト自身が直接、施設職員等に意見表明支援を行うところもあります。その場合、調査員の役割は、子どもが児福審での意見表明を希望した場合に、審議会開催に関する調整手続きを行います。

本県では、調査員が直接子どもの意見表明支援に関与することを前提とし、子どもに報告を行った後、子ども自身が十分に理解・納得できているかどうかを調査員が確認しています。そのため、調査員は、対応結果について、子どもや関係機関、部会に報告するとともに、対応した子どもアドボケイトに対しても報告を行っています。他方、調査員が関与せず、子どもアドボケイトが直接意見表明支援を行った場合には、子どもに報告することは当該関係者ですが、その後の対応について子ども自身が理解・納得しているかどうか、子どもアドボケイトが直接子どもに確認を行うこともあります。いずれにしても、子どもが意見表明を行った場合、子どもの意見を伝える役割がある者は、単に「伝える」のみに特化せず、子どもの意見がどのように反映されたのか等を含め、その後どのように対応したかについて結果を確認し、子どもにわかりやすく丁寧に報告することが重要です。もし子どもが十分な理解・納得ができていない様子が伺える場合には、再度子どもアドボケイトを呼ぶことは可能であること等も含め子どもの権利擁

護のために適切な情報提供を行うことも必要です。そして、子ども自身が選択し決定する、または気持ちや意思を伝えやすい環境を整えることに配慮することが大切です。これらの丁寧な関わりは、子どもを主体とする「子ども中心」のアドボカシー実践であり、子ども自身が有する「セルフアドボカシー」をエンパワメントすることにつながります。

#### 4. 子どもに意見聴取する際の留意点と 子どもアドボカシー活動上のジレンマ

子どもが「意見を表明する」ことについて、子どもの権利条約第12条には、子どもにとって自己に影響を及ぼすあらゆる事柄・手続きにおいて、直接または代理人等を通じて意見を聴取される機会を得ることは、子どもの意見表明権利として保障される権利である、と明記されています（子どもの権利条約12条第2項）。その場合、子どもの年齢及び成熟度に応じて子どもが理解できる言葉で説明し、子どもが自由な自己表現を可能とするような雰囲気の中で行われるよう大人の言葉遣い・服装・場所等含む環境について子どもに対する十分な配慮が必要です。

大分県では、子どもに対し子どもの権利擁護部会への出席を要請した場合には、子どもに直接意見聴取する留意事項として、大分県の「子どもの権利擁護事業に係る実証モデル事業報告書「子ども意見表明支援員の活動の手引き（案）」には、以下のように記載されています。

##### 【部会で子どもに意見聴取する際の留意点】

- 1) 子どもに直接意見聴取する場合は、意見表明支援員が同伴し、子どもの発言を補足したり、子どもが発言に困る場合は助言するなど補助する。年少児や知的障害児など、部会の場で児福審委員に適切に子どもの意見を伝えることが難しい場合は、意見表明支援員が子どもに変わって子どもの意見を代弁する。
- 2) 必要に応じ、子どもが発言しやすいよう環境とするために、部会会場ではなく、別室で、意見表明支援員が同席の下、代表委員と子どもの相対で子ども





の意見を聴取する。

- 3) 部会への出席を要請された子どもが、その出席に抵抗を示す場合は、無理に出席を強いるのではなく、意見表明支援員が子どもの意見を事前に聞き取り、部会の場で子どもの意見表明を代弁する。

(出典：大分県・大分大学権利擁護教育研究センター「子ども意見表明支援員の活動の手引き(案)」2022,p113)

子どもアドボケイトは、独立した立場から「アドボカシー(権利擁護)」を実践することを職務とします。専ら子どもの立場で子どもとの信頼関係を基盤として、子どもの意見を様々な方法で傾聴するとともに、子どもの考えを整理し、子どもが望む場合は意見表明を支援したり代弁したりする役割を担う支援提供者です。一方で、子どもアドボケイトとして、子どもアドボカシー実践を重ねるうちに、次のような思い(ジレンマ)が生じてくる場合もあります。以下に、本県の子どもアドボケイトたちがこれまでの活動を通しジレンマとして感じている事柄について、活動報告や研修時のグループディスカッション等であがった意見や感想をもとにまとめたものをご紹介します。

#### 【子どもアドボケイトが抱える主なジレンマ】

- (a) 目の前にいる子どもが少しでも困っているような様子に同調し「子ども主導」を越えて、意見表明支援をしたくなる葛藤(子どもに働きかけたくなる)。
  - (b) 信頼関係を築くために子どもの気をひこうと終始遊び活動になり、子どもにとって「一緒に遊んでくれる人」という印象が残りやすく、本来の「意見(気持ち)を聴いてくれる人」としての役割を見失う不安。
  - (c) 子どもの意見表明よりも、その後の対応や子どもの意見が実現したかどうか気がなる心境。
  - (d) 子どもの背景や境遇に対する関心。
  - (e) 子どもが意見表明した事柄が実現できなかったときの落胆と表明先に対する不満や批判。
- これらのジレンマが生じる背景に、子どもアドボケイト

ト自身が子どもの権利擁護を実現するという強い使命感や子どもを取り巻く環境への強い関心等があるかもしれません。しかし、子どもアドボケイトは、子ども支援の専門家になる必要はないと思います。子どもと同じ目線で、目の前の子どもの語りだけに関心を持ち、敬意をもって聴くことが子どもアドボケイトの強みです。そこには独立性ゆえの強みや弱みの意識が介在し、子どもからの意見表明があった際に、もしかしたら現実的には制度や理論通りにはいかない歯がゆさやもどかしさも体験するかもしれません。しかし、そのような難しさも含め、子どもアドボケイトは子どもの気持ちを傾聴し、子ども主導の実践ができていのかどうか常に自分に問い続ける姿勢が大事だと考えます。

#### 5.今後の取り組み上の課題

本稿では、大分県における大分大学と連携したモデル事業に拠る児福審を活用した子ども意見表明支援の仕組みの概要について紹介させていただきました。このように本県の仕組みでは、子どもの意見表明について速やかに対応することが可能です。これは、子どもにとっては自分の意見や気持ちが尊重され大切に扱われているという安心感につながります。そして子どもアドボケイトは、さらなる子どものセルフアドボカシー構築及びエンパワメントが可能になることも利点の1つだと考えられます。

一方で、現行の取り組み上の課題もあります。それは①調査員の配置に関すること、②調査員と子どもアドボケイトとの協働に関する課題です。前者について、現行では、国からのモデル事業費を用いて1人配置しています。調査員は児福審での意見表明があった内容について情報収集する等の調整に関与し、そして、最終判断は児福審が行う仕組みになっています。現時点では調査員として児福審に係るような調査業務は発生していません。しかし、現在、施設定期訪問等への同行及び意見表明対応業務だけでも手一杯な状況です。今後、モデル事業から本県において本実施となった場合に調査員の活動費及びマンパワーをどれだけ確保できるかが課題です。



後者の課題は、福祉活動全般に共通するものと考えられます。ここでは、「子ども中心・子ども主導」による子どもアドボカシー活動を自動車に例え、子どもは自分で進みたい道を選び決めて運転する運転手だと仮定します。運転手である子どもを安心安全に目的地まで送り届けるには、子どもアドボケイトと調査員がバランスのとれた両輪となる必要があります。もちろん、これは子どもに関わるすべての立場でも同様です。

子ども虐待ソーシャルワークにおける協働関係の構築について考察した鈴木は「二つの立場の交わるところに『協働』関係がある(鈴木 2018:2)。」と述べています。子どもアドボカシー活動においては、子どもを乗せた4つの車輪<sup>\*1</sup>がお互いの役割を理解し、共に信頼関係を構築・保ちながらそれぞれの役割を果たすことが協働の在り方の1つなのではないかと考えます。子どもアドボカシー活動は始まったばかりです。それぞれの立場や視点で、子どものセルフアドボカシーのエンパワメントのために相互補完的な関係の下で協働する取り組みが広がることを期待します。

### 注

- 1) 子どもアドボカシー活動における4種類のアドボカシー「制度的(フォーマル)」「非制度的(インフォーマル)」「ピア」「独立/専門」のことを指す。

### 引用・参考文献

三菱UFJ&コンサルティング(2020)

『アドボケイト制度の構築に関する調査研究報告書』

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai\\_200427\\_7\\_1.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_7_1.pdf) (2022.1.5)

大分県・大分大学権利擁護教育研究センター(2022)

『子ども意見表明支援員の活動の手引き(案)』

鈴木浩之(2018)

『子ども虐待ソーシャルワークにおける協働関係の構築』社会福祉学59(2),1-14.

